

本 部 長 指 示

令和8年6月3日
沖縄県災害対策本部長

令和8年台風第6号の対応に関して、各部局等に次のとおり指示する。

- 1 災害対策本部の廃止後も、引き続き、台風や大雨による被害情報の把握に努め、特に、人的被害など重大な被害を覚知したときは、直ちに報告すること。
- 2 国、市町村及び防災関係機関と連携して復旧を迅速に進めること。
- 3 沖縄は、いまだ大雨や台風の時期にあることから、引き続き、事前の災害予防と災害応急対策の迅速な実施に関し取組を徹底すること。
なお、沖縄県（都道府県）の全ての施策は、災害対策基本法第8条第1項により、常に防災に留意しなければならないことから、あらゆる事務事業の実施にあたり、防災上万全を期すこと。